

裁 決 書

審 査 請 求 人

処 分 庁 和歌山市福祉事務所長

平成27年6月19日付けで提起された生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に関する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁の審査請求人に対する平成27年5月18日付けの生活保護法第63条（費用返還）適用及び同法同条による返還決定処分を取り消す。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が審査請求人（以下「請求人」という。）に対して平成27年5月18日付けで通知した生活保護法第63条（費用返還）適用及び同法同条による返還決定（以下「本件処分」という。）について、取消しの裁決を求めるといものである。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、次のとおりである。

請求人は、から（内停止期間）まで、合計の生活保護費の支給を受けた。

請求人は、生活保護を受ける以前に年金受給年齢に達していたが、納付不足のため

受給出来ずにいた。保護期間中、後納制度により年金が受給出来る可能性が出てきたため、一刻も早い保護からの脱却、あるいは保護費の軽減に務めるべく生活費を切り崩しながら納付していた。その最中、突然（平成25年4月12日）和歌山市東年金事務所から自宅へ電話があり、今すぐ別（毎月の納付金額が少し高くなるが得になるという高齢者任意加入）の納付に切り替えるよう言われ、それにて納付していた。

請求人は、保護期間中、生活保護担当課の担当者に高齢者任意加入による遡及の旨を伝えていた他、生活費を切り崩し納付していたため、慎重を期するべく保護費の返金・誤りがないかを保護内容変更等の都度尋ね、「ない」という回答を得ていた。[REDACTED]付けの保護廃止の際も同様にその回答を得ていた。

請求人は、保護廃止後も高齢者任意加入により納付を続け、全納にて[REDACTED]に請求を行った。

請求人は、平成27年3月3日頃か2月3日、生活保護課担当者の突然の自宅訪問により、年金遡及振り込みが発覚したので、保護費を返還してもらわなければならないと言われ、年金証書・振り込み通帳を持参の上、支払い方法についても決めるので来所するよう求められた。

平成27年5月19日、本件処分による返還決定通知書が自宅に届く。

返還決定通知書の内容は、年金遡及した金[REDACTED]を受給した事を理由として、生活保護法第63条の規定により、[REDACTED]の返還を求める内容であった。

請求人は、本件処分について、保護受給中において年金裁定請求権すらなく、納付途中であり、且つ、保護廃止後も引き続き納付していたものは、「資力」に該当しないものとして、生活保護法第63条を適用すること自体失当として、本件処分は違法性ないし不当性であるとして、その処分の取消しを求めたものである。

第2 当庁の認定事実及び判断

1 認定事実

調査したところ、次の事実が認められた。

- (1) 請求人は、長男との二世帯で、[REDACTED]から[REDACTED]までの間、生活保護が適用されていたこと。
- (2) 処分庁は、平成27年2月3日の訪問面接において、請求人に年金の受給について確認し、年金証書・通帳の写しを提出するよう伝えていること。
- (3) 処分庁は、平成27年2月3日の来所面接において、長男より生活保護受給中に年金は受け取っていないこと、保護廃止時に返還金はないと聞いていること、説明責任を果たしていないこと、年金は受領できる状態になかったため申請できなかったこと、遡及年金の取扱いについて一度も説明を受けていないこと、などの申し出を受けていたこと。

保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」とされている。

- (2) 生活保護問答集について（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡 問13の6の(1)において、『障害基礎年金等が裁定請求の遅れや障害認定の遅れ等によって遡及して支給されることとなった場合、法第63条に基づく費用返還請求の対象となる資力の発生時点はいつと考えるべきかについて、国民年金法第18条によると、年金給付の支給は「支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月から」支給されることとなっているが、被保険者の裁定請求が遅れたり、又は裁定に日時を要した場合には、既往分の年金が一括して支給されることとなる。つまり、年金受給権は、裁定請求の有無にかかわらず、年金支給事由が生じた日に当然発生していたものとされている。したがって、この場合、年金受給権が生じた日から法第63条の返還額決定の対象となる資力が発生したものとして取り扱うこととなる。

このように社会保険庁への裁定請求した日又は裁定があった日を資力の発生時点として取り扱わないので、受給権が発生しているにもかかわらず本人が裁定請求を遅らせる等悪意的要素によって資力の発生時点を変えることはできないこととなる。

なお、上記により資力の発生時点が保護の開始前となる場合でも、返還額決定の対象を開始時以降の支払月と対応する遡及分の年金額に限定することのないよう留意すること。』とされている。

- (3) これを本件についてみると、前記認定事実(7)において、請求人は、保護廃止後も年金受給請求権を得るべく、後納制度（過去10年以内に国民年金保険料の納め忘れのある者が、申し込みにより、平成24年10月から平成27年9月までの3年間に限り、国民年金保険料を納めることができる）を活用し国民年金保険料の未納分を納付しており、平成25年2月未納分を[REDACTED]に納付したことにより、この日から年金受給権を得、資力が発生したものと認められる。

また、前記認定事実(4)において、処分庁は、本件処分の取扱いについて、審査庁に対して疑義照会を行っているが、年金受給権の有無については、記載されておらず、照会内容に不備があったと言わざるを得ない。

- (4) よって、請求人が主張しているとおり、生活保護適用中に年金受給権はなく、資力は有していなかったことから、法第63条の適用条文には該当せず、処分庁が行った本件処分は違法である。

- 3 以上のとおり、処分庁の処分には誤りがあるので、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定を適用して、主文のとおり裁決する。

平成27年7月21日

和歌山県知事 仁坂 吉伸



(教示)

この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対し再審査請求をすることができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。）。

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この裁決の前提となる決定をした市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）決定の取消しの訴えを、あるいは県を被告として（訴訟において県を代表する者は知事となります。）この裁決の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定及び裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。